

個人情報保護法制の早期整備に関する緊急決議

住民基本台帳ネットワークシステムは、住民サービスの向上と行政の効率化を図るため、地方公共団体共同のシステムとして、全国共通の本人確認が出来る仕組みを構築するものである。

このシステムにおいては、住民基本台帳法の関係規定等により個人情報を保護するための措置を十分確保しているが、各都道府県においても、それぞれ条例により個人情報の保護措置を講じており、都道府県は市町村と協力しつつ、8月5日の施行に向けて着実に準備を行っているところである。

住民基本台帳ネットワークシステムを、今後、住民の利便性の向上に向けてさらに発展的に活用していくためにも、我が国における個人の権利・利益を体系的に保護し、より安全性の高い個人情報保護を確保する個人情報保護法制の早期整備を図り、万全を期するよう要望する。

平成14年 7月18日

全 国 知 事 会